

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動事業実施委託プロポーザル

ご質問に対する回答

No.	質問と回答
1	<p>Q. 兼職兼業は認められていますか。また、兼職・兼業の指導者が在籍しているクラブはどの程度ありますか。さらに、外部指導員として土日に指導可能な方（地域クラブに参加可能な方）はどのくらい確保されていますか。</p> <p>A. 教員の兼職兼業については、現在認めておりません。そのため、兼職兼業している教員が在籍するクラブはありません。対象となる72クラブのうち、休日に指導可能な方の人数は不明ですが、部活動における部活動指導員または外部指導員として平日・休日の両方、またどちらかのみで指導している方は、79人います。</p>
2	<p>Q. 指導者の配置は、各クラブすべて2名体制という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>A. 1クラブにつき原則2名配置を想定していますが、委託費用の上限額を考慮しつつ、各クラブの実情に応じた人数を配置してください。</p>
3	<p>Q. 指導者は完全固定でしょうか。それとも複数名によるローテーション配置は可能でしょうか。</p> <p>A. 指導者固定による指導が望ましいと考えています。</p>
4	<p>Q. 指導者への交通費支給について、区としての規定はありますか。</p> <p>A. 規定はありませんが、合理的・経済的な経路での交通費を支給してください。</p>
5	<p>Q. 「地域の活動団体との連携」とありますが、具体的にどのような団体を想定されていますか。また、それらの団体を区から紹介いただくことは可能でしょうか。</p> <p>A. 区内の地域スポーツ団体、文化振興団体等を想定しています。原則、事業者にて団体と連携してください。</p>

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動事業実施委託プロポーザル

ご質問に対する回答

No.	質問と回答
6	<p>Q. 令和8年度の休日活動の最大実施回数が31回とされていますが、最低実施回数は設定されていますか。また、期間中に31回を超える場合は、その時点で活動終了となる認識でよろしいでしょうか。</p> <p>A. 最低実施回数は設定しません。なお、クラブ毎で活動状況に幅があり、実施回数異なることで委託費の余剰が発生することが想定されます。そのため、余剰の範囲内で最大実施回数を超えて活動することも可能とする見込みですが、江東区の部活動ガイドラインに準拠することを前提に活動していただきます。</p>
7	<p>Q. 現在、休日のみ活動しているクラブについて、夏休み等の長期休暇中の平日活動は「地域クラブ扱い」となる場合がありますか。</p> <p>A. 夏休み等の長期休暇中の通常の平日活動について「地域クラブ活動」扱いとすることは想定していませんが、大会参加等による平日の活動の可能性はあります。</p>
8	<p>Q. 対象校施設以外の施設を使用する場合（例：練習試合等の遠征）、区の承認を受ける具体的なフローはどのようになりますか。また、次月の活動予定提出の締切日など、運用上の規定はありますか。</p> <p>A. 対象校施設以外の施設を使用することで施設使用料が発生しうる場合においては、事前に区に協議し、承認を得てください。具体的な協議方法は今後事業者と検討していきます。地域クラブの活動予定については、平日部活動の顧問と連携して活動日を設定していただき、前もって生徒・保護者に対して適切に周知できる運用としてください。</p>
9	<p>Q. 報告書のフォーマットは区で指定されていますか。また、各回の活動報告については、アプリ等の共有ツールの機能を用いた提出でも可能でしょうか。</p> <p>A. 報告書のフォーマットの指定はありませんが、内容については今後事業者と協議の上、設定いたします。各回の活動報告については、データを本課宛メールにて送付していただくことを想定しています。</p>
10	<p>Q. 見積書の提出について、今回は 令和8年度分のみのお見積書提出でよろしいでしょうか。</p> <p>A. 令和9年度分のお見積書も提出してください。</p>

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動事業実施委託プロポーザル

ご質問に対する回答

No.	質問と回答
11	<p>Q. 参加表明書は4月24日までに提出し、それ以外の（2）～（7）の書類は5月1日までに提出する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>A. お見込みのとおりです。いずれの書類も平日の午前9時から午後5時までの間に持参願います。</p>
12	<p>Q. 「単価契約」とは、見積書の総額を実施月数で割った金額を単価とする認識でよろしいでしょうか。</p> <p>A. 単価契約は、人件費や指導料等、項目ごとに単価を定め、実際に発生した数量に応じて精算する契約方式です。</p>
13	<p>Q. 契約種別が単価契約とのことですが、支払いは活動実績に応じた精算方式となりますか。</p> <p>A. お見込みのとおりです。</p>
14	<p>Q. 大会における交通費・宿泊費・参加費は、委託上限額には含まれないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>A. 「江東区立中学校部活動大会交通費等補助金交付要綱」別表に定める大会の交通費・宿泊費・参加費において、令和8年度は含みませんが、令和9年度は含みます。なお、補助要綱にかかる令和7年度予算額はおよそ200部活で6,206,000円でした。そのうち72クラブを対象と想定して目安金額を設定し、見積書に反映してください。</p>
15	<p>Q. 受益者負担に関する検証データとして、必要な項目はどのようなものがありますか。</p> <p>A. 負担額としての適正な水準、他自治体の設定金額、保護者の意向、地域クラブ活動の必要経費（指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料等）を想定しています。</p>

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動事業実施委託プロポーザル

ご質問に対する回答

No.	質問と回答
16	<p>Q. 中体連登録が「学校部活動」であった場合、地域クラブ登録との大会参加における違いはありますか。</p> <p>A. 学校部活動は監督・引率が教員もしくは部活動指導員となりますが、地域クラブは活動の代表者、指導者とされています。連盟への本部加盟費、登録費などは同額と聞いております。</p>
17	<p>Q. 平日部活動の地域展開については、今後拡大していく方向性でよろしいでしょうか。</p> <p>A. お見込みのとおりです。</p>
18	<p>Q. 「運営事務局」について、設置に関する定義や要件はありますか。</p> <p>A. 特別にはありません。一般的な運営事務局（地域クラブ運営を行うための指導者管理部門やプロジェクト進行を担当する専門部門など）と同様ですが、本事業を適切に運営できる体制を確保してください。</p>
19	<p>Q. 連絡共有ツールについて、区が定める基準や指定ツールはありますか。</p> <p>A. ツールの指定はありません。活動日の連絡、生徒の欠席連絡、指導者間の連携、保護者からの問い合わせ対応ができるものでお願いします。また、令和10年度以降の受益者負担を見据えて、集金機能を有した連絡ツールが望ましいです。</p>
20	<p>Q. 保護者説明会の会場は当方で用意する必要がありますか。また、オンライン説明会の実施は可能でしょうか。</p> <p>A. 主に学校を会場として説明会を行う見込みのため、事業者にて会場を手配することは想定しておりません。また、オンラインでの実施が望ましい場合には、協議により実施可能です。</p>

江東区立中学校・義務教育学校（後期課程）における地域クラブ活動事業実施委託プロポーザル

ご質問に対する回答

No.	質問と回答
21	<p>Q. 地域クラブの統合・廃止等に伴い他の部活動を追加する場合、指導者手配や運営調整を行うとありますが、追加決定から活動開始までの標準的な期間はどれくらいでしょうか。</p> <p>A. 新たに地域クラブ活動を行う部活動を決定し、学校調整や保護者説明の過程を踏まえると3カ月程度かかると思われます。調整・準備が長引けば更に開始が遅れることから、学校と協議の上、可能な限り速やかに実施していただきたいと思えます。</p>
22	<p>Q. 統合・廃止の判断に至る最小在籍生徒数の目安はありますか。</p> <p>A. 単独で大会に出場できない人数、練習が成り立たない人数など十分な活動ができないことが見込まれる場合には統合や廃止の検討が必要だと考えており、該当校との協議を踏まえ検討する必要があります。</p>
23	<p>Q. 3年生は引退後も地域クラブ活動に参加可能でしょうか。</p> <p>A. 希望者については、該当校やご家庭に確認の上で参加可能とする予定です。</p>
24	<p>Q. 【仕様書 8 (1) 活動場所】に関して 対象校以外の施設を使用する場合の費用は「受注者と保護者で協議」とありますが、施設利用料の想定を見積りに含めておく必要はありますでしょうか。 また、その際に想定している金額はありますでしょうか。</p> <p>A. 施設利用料については施設や使用時間帯によって様々であり、現時点では想定することが困難であるため、見積書に含めなくて結構です。</p>
25	<p>Q. 【仕様書 8 (10) 保護者が負担する費用】に関する質問 令和9年度に地域クラブとして大会に出場する場合、登録費や参加費用は「保護者から徴収した費用を充当する」とありますが、これは全額を保護者負担（受益者負担）とし、委託費には含めないという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>A. 「江東区立中学校部活動大会交通費等補助金交付要綱」の別表に定める大会以外に地域クラブとして出場する場合、保護者から徴収した費用を大会参加費の経費に充当していただくため、委託費には含めないこととなります。なお、東京都中学校体育連盟への加盟登録費は自治体が負担する見込みです。</p>